

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第5条第1項の規定による平成27年9月30日付け大規模小売店舗の新設の届出について、法第8条第2項の規定による意見書の提出がありましたので、法第8条第3項の規定に基づき、次のとおり意見の概要を公告するとともに、その意見を縦覧に供します。

平成28年3月7日

京都市長 門川 大作

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）京都四条通開発計画

京都市下京区四条通高倉東入立売中之町84番地

2 主な意見の概要

- (1) 荷さばき車両が同時に複数台来たときの対処を予め決めておくべき。
- (2) 店内の人や物が開口部（店舗前面（南側）のガラス壁）に衝突した際、転落や地上への部材の落下がないよう安全配慮が必要。
- (3) 荷さばき車両と駐輪場の入口が同一であるため、動線が重ならないよう安全配慮を求める。
- (4) 飲食店の食材の搬入及び廃棄物の搬出、自転車利用者が使用するエレベーターが同じであるため、衛生面での配慮を求める。また、一般客がバックヤードや管理フロアに入れないシステムを導入し、火事などにつながらない様にするべき。

3 縦覧場所、期間及び時間

（1）縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成28年3月7日（月）から同年4月7日（木）まで（京都市の休日を定める条例に規定する京都市の休日を除く。）

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

なお、上記2の意見の概要は、法第4条第2項の規定による大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に該当するか否かに関わりなく、提出された意見の概要をまとめたものです。

（産業観光局商工部商業振興課）